

答 申 第 1 2 9 号
(諮 問 第 1 2 3 号)

令和 7 年 (2025 年) 3 月 18 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 5 年 (2023 年) 1 月 27 日付け鎌総第 2809 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和4年（2022年）5月30日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉市、藤沢市が共同で実施した『29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約』について、神奈川県、藤沢市、鎌倉市で発注することをきめた時の記録類」について、実施機関鎌倉市長が令和4年（2022）7月28日付けで行った行政文書不存決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和4年（2022年）5月30日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉市、藤沢市が共同で実施した『29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約』について、神奈川県、藤沢市、鎌倉市で発注することをきめた時の記録類」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、請求された文書について、令和4年（2022年）7月28日付け鎌倉市指令深地第14号で行政文書不存決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和4年（2022年）9月9日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和4年（2022年）9月9日付けで提出した審査請求書、同年10月14日付けで提出した反論書、同年11月18日付けで提出した再反論書、同年12月26日付けで提出した再々反論書及び令和6年（2024年）9月13日付けで提出した意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりであ

る。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったもので、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、審査請求人が行政文書公開請求書（以下「請求書」という。）を提出する際、文書の特定ができないとして請求書の「請求する文書の内容」欄（以下「内容欄」という。）を修正させたが、これは条例第1条の目的に反する行為で、条例を履行しておらず、見直されるべきである。

イ 実施機関の指示に従い、内容欄を修正することで文書の特定、文書の公開決定処分ができるとのことであつた。審査請求人としては、行政文書の公開請求をする場合に行政文書目録等で検索ができないことから、内容欄の記載にあたっては実施機関の指示に従うしかない。

ウ 本件処分の理由によると、平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約（以下「本件契約」という。）の実施に向けて、神奈川県及び藤沢市と協議は行ってきたのであるから、内容欄の修正を同様な記載とするように求めればよかったことであり、本件契約の実施に向け神奈川県、藤沢市及び鎌倉市（以下「三者」という。）で協議した文書の公開を求めるものである。

エ 実施機関が内容欄を補正させた後の本件契約「前に」と、本件処分の理由にある本件契約「の実施に向けて」とは同じ解釈ができるから、三者で協議した文書の公開を求めるものである。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年（2022）9月27日付けで提出された弁明書、同年11月2日付けで提出された再弁明書、同年12月16日付けで提出された再々弁明書、令和6年（2024年）11月7日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書不存在決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、内容欄を補正させたのは条例第1条に反する行為であると主張するが、実施機関は内容欄を確認し、請求したい文書を聴き取り、審査請求人の同意を得たうえで自筆による請求書の補正を受けたものであり、条例に反する行為は行っていない。

- (2) 審査請求人は、実施機関の指示に従った内容欄の修正により、行政文書の公開決定処分ができると説明されたと主張する。

実施機関は、内容欄の記載の意味を読み取ることができない文言や、具体性に欠ける文書の特定を困難にする表現が記載されている等の理由から、審査請求人に対し内容欄の記載について聴き取りを行い、補正を依頼したものである。

- (3) 審査請求人は、内容欄に「一切の文書」と記載していたため、このような包括的な内容では、膨大な量の文書を対象とすることとなり、事務処理に膨大な時間を要するおそれがあった。

このような場合、「鎌倉市情報公開ハンドブック」(41 ページ)において、内容欄の記載で行政文書の特定ができるよう、具体的に記載をすることとなっていることから、審査請求人に補正してもらったうえで受け付けたものであり、条例に基づく適切な対応を行ったものである。

- (4) 審査請求人は、「内容欄を修正することで行政文書を特定でき、公開決定処分ができる」と主張するが、実施機関はこのような趣旨の説明を行った事実を把握していない。

- (5) 審査請求人は、補正後の内容欄に記載した行政文書と本件処分理由の説明にある「本件契約の実施に向けた神奈川県、藤沢市との協議を行った文書」は同じ意味であると主張するが、審査請求人が主張する内容は、本件処分における請求内容とは異なるものである。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、再反論書、再々反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書、再弁明書、再々弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

- (1) 本件処分について

本件請求に係る対象文書は、「鎌倉市、藤沢市が共同で実施した『29 年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約』について、神奈川県、藤沢市、鎌倉市で発注することをきめた時の記録類」である。

実施機関は、本件請求に際し審査請求人に対して聴き取りを行い、本件請求の趣旨から深沢地域整備課が所管している業務委託

に関する文書の公開を求めるものであると判断し、文書管理システム及び庁内の共有ドライブの文書を検索したところ、存在が確認できなかったことから、本件処分を行ったと説明する。

審査請求人は、反論書、再反論書及び再々反論書において、本件契約の締結以前に三者で協議した文書等が公開されていないとして、本件処分は不当であると主張する。

そこで、実施機関が行った本件処分について、実施機関の判断の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 審査請求人は、実施機関が本件処分理由に、本件契約の実施に向けて三者で協議を行ってきたことを挙げ、この説明にある協議と本件請求の内容は同じ意味であり、公開を求めるものと主張する。

イ 当審査会が実施機関へ本件請求対象文書について処分理由を確認したところ、作成後廃棄したものか、そもそも作成していなかったかどうかは不明であり、仮に作成していた場合の文書保存年限は、契約に関するものは5年、会議に関するものは3年とのことであった。

また、実施機関は、契約を履行する中で発生した協議事項を文書にしたものであれば30年保存することもあるが、契約の前段階で協議した文書であることから、本件請求対象文書は5年が相当と説明する。

なお、当審査会は、前記の文書保存年限について、鎌倉市行政文書管理規則（平成14年3月規則第20号）別表にそれぞれ規定されていることを確認した。

ウ 本件契約の契約日は、総務課行政資料コーナーで一般の閲覧に供している本件契約の「委託成果品【閲覧用】1／2」に綴られている資料から、平成29年（2017年）6月30日を契約日、平成30年（2018年）3月30日までを調査工期としていることを確認した。

審査請求人は、本件請求において本件契約締結前に協議したとしているところ、本件契約手続の期間等を考慮すると、協議を行った時期は平成29年3月以前であると推定される。

協議がいつ行われたものか確認はできないが、実施機関の説

明によれば、仮に契約に向けた文書を作成していたとしても、保存期間の5年が経過しており、廃棄済であると推定される。

エ 実施機関は、本件請求対象文書を実施機関の保存文書台帳、文書管理システム内の文書及び庁内の共有ドライブの文書、さらに廃棄文書目録を確認したが審査請求人が記載した内容欄に該当する文書はなかったとしている。

オ これら実施機関の主張については、特段の不自然、不合理な点は見当たらず、また、実施機関の主張を覆すに足る事実や根拠は認められない。

カ なお、当審査会が実施機関に対し、審査請求人が主張する「本件契約の実施に向けた神奈川県、藤沢市との協議を行った記録類の文書」についても対象となる文書がないか確認したところ、審査請求人が主張するような文書を確認することができなかった。

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日			内 容
R	4 /	5 / 3 0	行政文書公開請求書が提出される
		7 / 2 8	行政文書不存在決定通知書
		9 / 9	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
		9 / 2 7	処分庁が審査庁に弁明書を提出
	1 0 /	1 4	審査請求人が審査庁に反論書を提出
	1 1 /	2	処分庁が審査庁に再弁明書を提出
	1 1 /	1 8	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
	1 2 /	1 6	処分庁が審査庁に再々弁明書を提出
	1 2 /	2 6	審査請求人が審査庁に再々反論書を提出
	5 /	1 / 2 7	審査会に諮問
	6 /	9 / 1 3	審査請求人が審査庁に意見書を提出
	1 1 /	7	第 160 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
	7 /	1 / 1 6	第 162 回審査会で審議
	2 /	1 3	第 163 回審査会で審議
	3 /	1 8	答申（答申第 129 号）